

地域住宅計画「福島地域」の事後評価について

事後評価について

地域住宅交付金交付要綱第9により地域住宅計画「福島地域」の事後評価をホームページで公表しました。

事後評価の内容

- 1 計画の名称：地域住宅計画「福島地域」
- 2 作成主体：福島県、郡山市、会津若松市、いわき市、白河市、二本松市、国見町、平田村、北塩原村、南会津町、舘岩村、楡葉町

3 計画期間：平成17年度

4 目標：「誰もがいつでも快適に生活できる居住環境の整備を図る」

「人にやさしく地域の魅力を高める住宅・まちづくりを実現する」

5 事業内容：公営住宅整備事業、公営住宅ストック総合改善事業 ほか

6 指標

指標1 中層耐火建築物等の建物安全度

昭和56年以前の中層及び高層耐火建築物の外壁を含めた建物安全度率

(計画) 14% (平成16年度) 18% (平成17年度)

(実施) 14% (平成16年度) 18% (平成17年度)

指標2 高齢者のための設備を有する住戸の割合

各種バリアフリー化工事を支援することにより、高齢者のための設備を有する住戸の割合

(計画) 43% (平成15年度) 48% (平成17年度)

(実施) 43% (平成15年度) 47% (平成17年度)

指標1は、予定した外壁改修の事業が実施完了し達成した。

指標2は、予定した事業はほぼ予定どおり実施したが、民間一般住宅における改修工事の想定戸数をより実績に近く精査したため、割合が1%減となった。確定数値は、平成20年度の住宅土地統計調査による。なお、指標2については今後平成18年度からの地域住宅計画「福島県地域」においても指標として継続し、検証していく。